

令和5(2023)年度

業 務 概 要

〔令和4(2022)年度の実績〕

栃木県中央児童相談所
栃木県県南児童相談所
栃木県県北児童相談所

はじめに

児童相談所の業務につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、子育てを取り巻く環境は、急激な少子化の進行に加え、核家族化や地域社会の人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域のこどもを育てる力の低下や子育て家庭の孤立化が進んでいます。

このような中、こどもや家庭に関する問題は、複雑・多様化しており、一つの機関のみで解決することは、これまで以上に難しくなっています。

特に児童虐待は、次代を担うこどもの人権を著しく侵害するとともに、心身の発達、人格の形成に重大な影響を及ぼす行為であり、社会全体で取り組み、解決すべき課題となっています。本県の児童相談所における令和4(2022)年度の虐待対応件数は1,627件で、前年より5件(0.3%)増加し、依然として高い水準となっております。

全国的に見ても、近年、児童虐待相談件数が急増しており、相談内容も深刻な事例が数多く見られています。

このような状況から一層の児童虐待防止対策の強化とともに、児童への処遇や支援の質の強化を図るため、児童福祉法等が改正され、令和6(2024)年4月から施行されます。今回の改正では、児童の意見聴取等の仕組みの整備や一時保護所の設備・運営基準の策定、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入等が行われます。

県におきましても、法改正の趣旨に則り、児童相談所の体制・専門性の強化や一時保護改革に取り組んで参ります。

児童相談所におきましては引き続き、児童福祉の専門機関として、児童虐待をはじめとする諸課題に迅速かつ適切な対応ができるよう職員の資質向上や組織体制の強化を図って参ります。

また、市町や児童福祉施設等の関係機関との連携を一層密にし、援助を必要とするこどもとその家庭に対する相談援助活動を更に充実して参りたいと考えておりますので、今後とも皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

この業務概要は、栃木県内3か所の児童相談所における令和4(2022)年度の業務実績をまとめたものです。児童相談所業務のより一層の御理解とこどもと家庭の支援に関する参考資料として御活用いただければ幸いです。

令和5(2023)年7月

栃木県中央児童相談所長

栃木県県南児童相談所長

栃木県県北児童相談所長

目 次

第1章 児童相談所の概況

1	児童相談所	1
2	沿 革	1
3	業務内容	3
4	相談内容	4
5	相談業務の流れ	5
6	機 構	6
7	所在地及び管轄区域	7
8	市町別人口等一覧	8

第2章 児童相談所の業務実施状況

1	令和4(2022)年度の相談受付状況	9
(1)	新規相談受付件数	9
(2)	経路別・男女別受付状況	10
(3)	年齢別・相談種別受付状況	11
(4)	相談種別受付状況	12
(5)	年度別相談件数の推移	13
(6)	年度別・児童相談所別・相談種別受付状況	14
(7)	年齢別受付構成の推移	15
(8)	児童相談所別・市町別相談受付状況	16
ア	中央児童相談所	16
イ	県南児童相談所	16
ウ	県北児童相談所	17
(9)	虐待相談受付状況	17
(10)	市町別虐待相談受付件数	18
2	相談対応状況	19
(1)	援助の種類	19
ア	在宅指導等	19
イ	児童福祉施設入所(通所)措置、指定医療機関委託	20
ウ	里親、小規模住居型児童養育事業委託	20
エ	児童自立生活援助の実施(自立援助ホーム)	20
オ	福祉事務所送致等	20
カ	家庭裁判所送致	20
キ	市町村送致	21
(2)	相談種別対応状況	22
(3)	養護相談対応状況	23
(4)	養護相談における受付・対応の状況	24

ア	養護相談年齢別受付構成の年度別推移	24
イ	児童虐待に関する相談対応件数	25
ウ	児童相談所別・市町別・虐待種別相談対応状況(児童相談所対応分)	27
(5)	非行相談における受付・対応の状況	29
ア	非行相談の年度別受付推移	29
イ	経路別受付状況の推移	29
ウ	非行内容の年度別受付推移	30
エ	非行相談の男女別対応件数	30
3	判定業務状況	31
(1)	診断及び心理療法・カウンセリング等の状況	31
(2)	相談種別心理診断受付状況	33
(3)	通所指導	34
ア	個別通所指導	34
イ	グループ指導	34
(4)	判定書・証明書等交付状況	35
(5)	1歳6ヶ月児、3歳児精神発達精密検査・事後指導等実施状況	34
(6)	療育手帳取扱い状況	36
ア	中央児童相談所	36
イ	県南児童相談所	37
ウ	県北児童相談所	37
(7)	家族支援事業の実施状況	38
ア	外部委託	38
イ	家族支援研修	39
(8)	被虐待児フォローアップ事業	39
4	電話相談	41
(1)	電話相談種別受付状況	41
(2)	電話相談種別年齢区分別受付状況	42
(3)	電話相談者別受付状況	43
5	里親登録と委託児童の状況	44
(1)	里親委託の推移	44
(2)	管轄児童相談所別里親委託状況	45
(3)	市町別里親委託状況	47
6	児童福祉施設等入退所状況	48
(1)	児童福祉施設等入退所状況	48
(2)	児童福祉施設等入所状況	49

7	その他の業務	50
(1)	施設巡回相談	50
(2)	施設処遇援助事業	50
(3)	関係機関との連携	51
	ア 社会福祉援助技術現場実習生の受入れ	51
	イ 児童相談所施設見学・視察等の受入れ	51
(4)	市町支援事業	52
(5)	市町虐待対応力強化支援事業	52
(6)	協力体制整備事業	52
(7)	虐待ホットライン整備事業	53

第3章 一時保護業務の実施状況

1	一時保護	54
(1)	年度別一時保護所入所児童数	54
(2)	月別一時保護所入所児童数	54
(3)	児童相談所別一時保護所入所児童数	55
(4)	一時保護専用施設入退所状況	55
(5)	一時保護所入所状況（年度別・相談種別）	56
	ア 養護	56
	イ 養護のうち主訴が虐待であったもの（再掲）	56
	ウ 非行	56
	エ 育成	56
(6)	一時保護所退所状況（年度別・相談種別）	57
2	委託一時保護	58

第1章 児童相談所の概況

1 児童相談所

児童相談所は、児童の福祉に関する事項について専門的機能を有し、児童福祉行政の中核的役割を果たす機関として児童福祉法第12条及び第59条の4に基づき都道府県及び政令指定都市が設置することになっている。栃木県には、中央・県南・県北の3つの児童相談所が設けられている。

2 沿革

児童相談所は、児童に関する診断治療機能及び児童福祉法上の行政機能並びに児童の一時保護機能を持つ機関であり、その沿革は次のとおりである。

(1) 中央児童相談所

- 昭和23年4月 栃木県児童相談所を宇都宮市戸祭町、養護施設下野三楽園の家庭寮の一棟を借りて開設する。
- 7月 庁舎を宇都宮市西原2569番地、元陸軍40部隊の兵舎内に設ける。
- 11月 40部隊の兵舎内の旧武道場を模様替えして事務所とする。
- 昭和24年3月 女子保護室及び遊戯室を建設する。
- 昭和25年4月 児童福祉司は県児童課所属のまま地区駐在とする。
- 昭和27年3月 特別保護室を建設する。
- 7月 児童福祉司は、児童相談所所属とし、地方事務所兼務とする。
- 昭和28年4月 児童相談所内に係制を敷き、庶務係及び保護相談係を設置する。
- 昭和33年4月 課制を敷き、相談調査課、判定指導課、一時保護課を設置する。
- 昭和38年3月 本館を新築する。
- 昭和40年2月 一時保護所を新築する。
- 昭和41年4月 県北児童相談所の新設により、名称を中央児童相談所とする。
- 昭和42年4月 庶務課を新設し、4課制とする。
- 昭和43年4月 所長補佐を置き、庶務課長が兼務する。
- 昭和44年12月 下都賀及び安蘇福祉事務所勤務の児童福祉司各1名の兼務を解き、児童相談所勤務とする。
- 昭和46年4月 河内福祉事務所勤務の児童福祉司1名の兼務を解き、児童相談所勤務とする。
- 昭和47年4月 安蘇福祉事務所勤務の児童福祉司1名の兼務を解き、児童相談所勤務とする。
- 昭和48年4月 県南児童相談所の新設により、現行の管轄区域とする。
児童福祉司の福祉事務所兼務制を解き、全員児童相談所勤務とする。
- 昭和52年4月 所長補佐を専任とする。
- 昭和56年4月 一時保護課を交替制勤務とする。
- 昭和62年4月 テレホン児童相談事業を開始する。
- 平成4年4月 ふれあい心の友（メンタルフレンド）訪問援助事業を開始する。
- 平成8年3月 庁舎を宇都宮市野沢町4番1号に新築移転する。
- 4月 庶務課を名称変更し総務課とするとともに、企画指導課を新設する。
- 平成8年7月 テレホン児童相談事業を中央児童相談所に統合するとともに、相談の日時を拡大する。
- 平成10年4月 被虐待児フォローアップ事業を開始する。
- 平成11年10月 協力体制整備事業を開始する。
- 平成15年4月 総務課と企画指導課を統合し、企画管理課とする。
- 〃 虐待ホットライン整備事業を開始する。

- 平成 17 年 4 月 相談調査課に児童虐待対応チームを設置する。
テレホン児童相談の対応日を拡充し、毎日対応とする。
- 平成 22 年 4 月 相談調査課に相談支援第一チーム、相談支援第二チーム、相談支援第三チームを設置する。
- 平成 23 年 3 月 一時保護所を増築し、定員を 18 名から 25 名とする。
- 平成 24 年 4 月 判定指導課に家族支援担当を設置する。
- 平成 30 年 4 月 相談調査課に設置していた児童虐待対応チームを分離し、虐待対応課として新設する。また、相談調査課相談支援チームについては、三チーム制から二チーム制とする。
- 令和 2 年 4 月 企画管理課長を専任とし、所長補佐（総括）の兼務を外す。
- 令和 5 年 4 月 児童福祉専門監を配置する。
企画管理課内に社会的養育支援チームを設置する。
虐待対応課内に虐待対応第一チームと虐待対応第二チームを設置する。

(2) 県南児童相談所

- 昭和 48 年 4 月 栃木県県南児童相談所を栃木市沼和田町 17 番 22 号に開設する。
- 昭和 62 年 4 月 テレホン児童相談事業を開始する。
- 平成 4 年 4 月 ふれあい心の友（メンタルフレンド）訪問援助事業を開始する。
- 平成 10 年 4 月 被虐待児フォローアップ事業を開始する。
- 平成 11 年 10 月 協力体制整備事業を開始する。
- 平成 17 年 4 月 判定指導課に児童虐待対応チームを設置する。
- 平成 22 年 4 月 庶務相談課を名称変更し管理課とする。
" 判定指導課内に相談支援第一チーム、相談支援第二チーム、判定支援チームを設置する。
- 平成 29 年 7 月 庁舎を新築し、業務を開始する。
- 平成 31 年 4 月 判定指導課に設置していた児童虐待対応チームを分離し、虐待対応課として新設する。
- 令和 3 年 4 月 判定指導課に設置していた相談支援第一チーム、相談支援第二チームを分離し、相談調査課として新設する。
- 令和 5 年 4 月 管理課内に社会的養育支援チームを設置する。
虐待対応課内に虐待対応第一チームと虐待対応第二チームを設置する。

(3) 県北児童相談所

- 昭和 41 年 4 月 栃木県県北児童相談所を西那須野町（現 那須塩原市）、県立那須農業高等学校（現 県立那須拓陽高等学校）の会議室を借りて開設する。
同月 20 日、西那須野町南町 7 番 20 号に現庁舎落成移転する。
- 昭和 48 年 4 月 児童福祉司の福祉事務所兼務制を解くとともに課制を敷き、庶務相談課、判定指導課を設置する。
- 昭和 62 年 4 月 テレホン児童相談事業を開始する。
- 平成 4 年 4 月 ふれあい心の友（メンタルフレンド）訪問援助事業を開始する。
- 平成 10 年 4 月 被虐待児フォローアップ事業を開始する。
- 平成 11 年 10 月 協力体制整備事業を開始する。
- 平成 17 年 4 月 判定指導課に児童虐待対応チームを設置する。

- 平成 22 年 4 月 庶務相談課を名称変更し管理課とする。
// 判定指導課内に相談支援チーム、判定支援チームを設置する。
- 令和 2 年 4 月 判定指導課に設置していた児童虐待対応チームを分離し、虐待対応課として新設する。
- 令和 3 年 10 月 庁舎を新築し、業務を開始する。
- 令和 5 年 4 月 管理課内に社会的養育支援チームを設置する。
判定指導課に設置していた相談支援チームを分離し、相談調査課として新設する。

3 業務内容

児童相談所の主な業務は児童福祉法第 12 条「児童相談所」、第 26 条「児童相談所長の採るべき措置」及び第 27 条「都道府県の採るべき措置」（第 32 条により都道府県知事から児童相談所長に権限が委任されている）に規定されている。

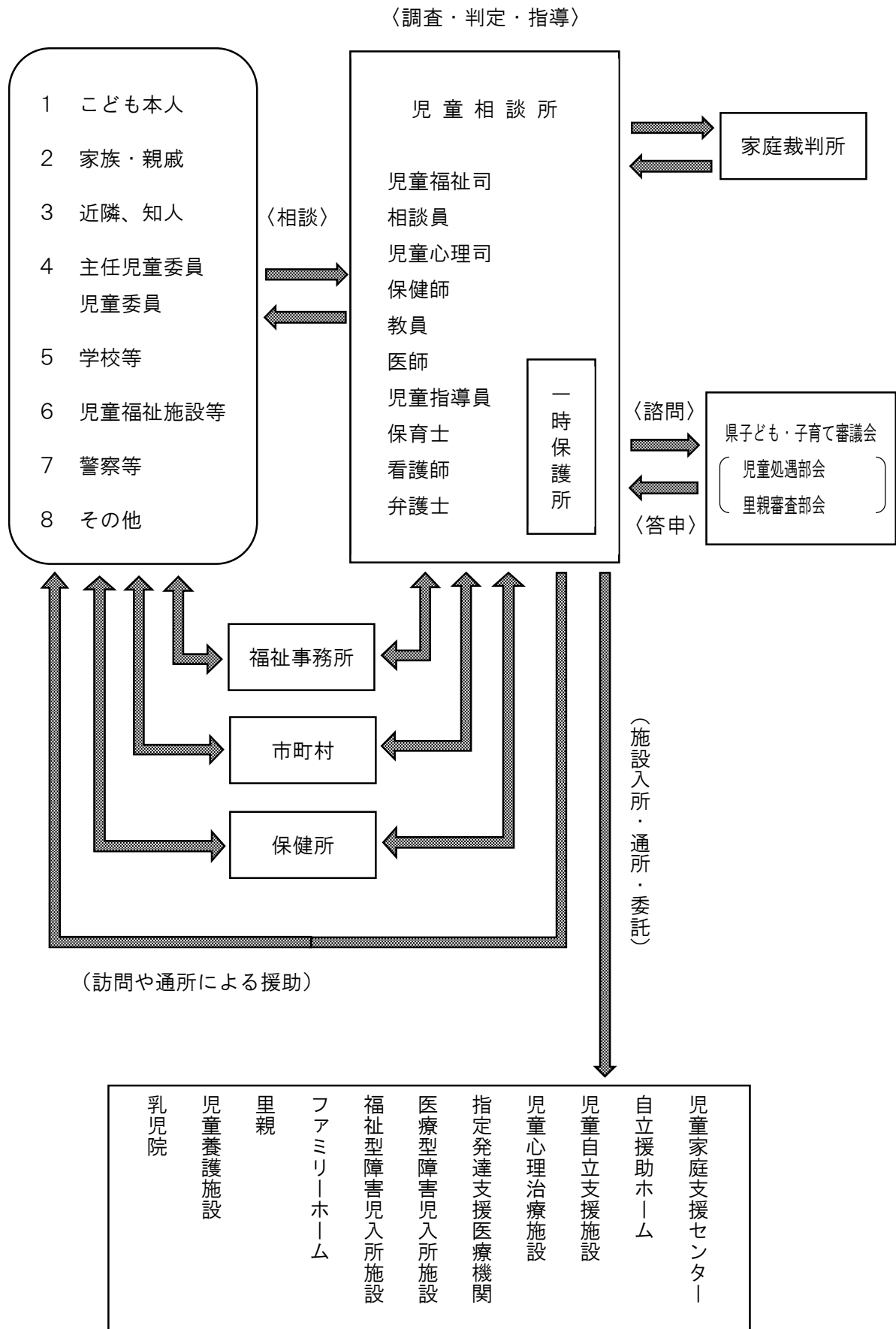
その主な業務内容は、次のとおりである。

- (1) 市町村による児童家庭相談への対応について市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要な援助を行う。
- (2) こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、自ら又は関係機関を活用し一貫した子どもの援助を行う。
- (3) こども及びその家庭について必要な調査及び医学的、心理学的、教育学的、社会的並びに精神保健上の判定（総合診断）を行い、その改善について必要な指導を行う。
- (4) こどもを里親等に委託し、又は児童福祉施設等に入所させ、あるいは指定医療機関に委託し、その福祉を図る。
- (5) こどもの緊急保護や行動観察、短期入所等が必要な場合に一時保護を行う。

4 相談内容

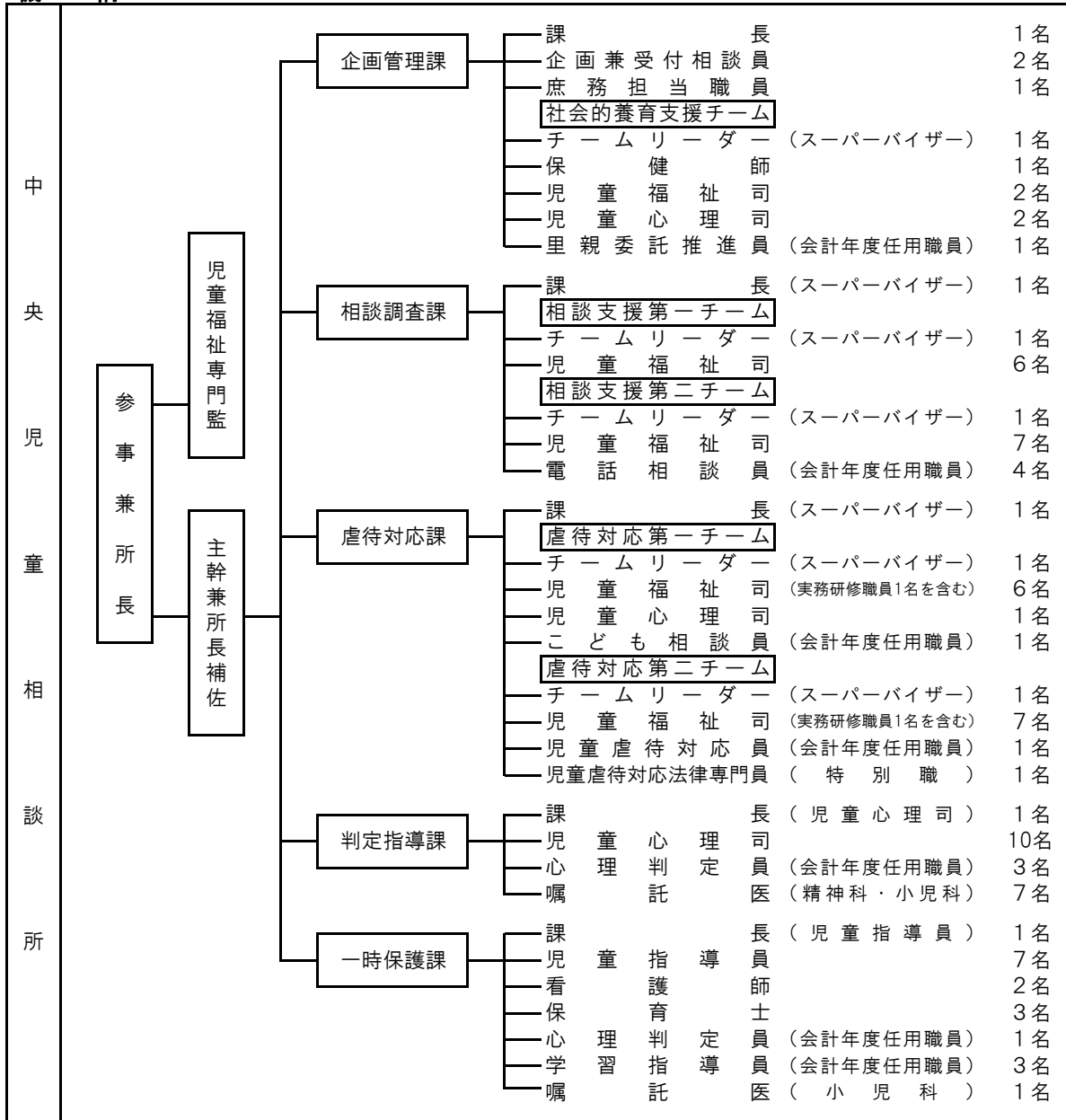
養 護 相 談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境の問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談	3 保健相談	低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 害 相 談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談。
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	9 発達障害相談	自閉症スペクトラム障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非 行 相 談	10 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。

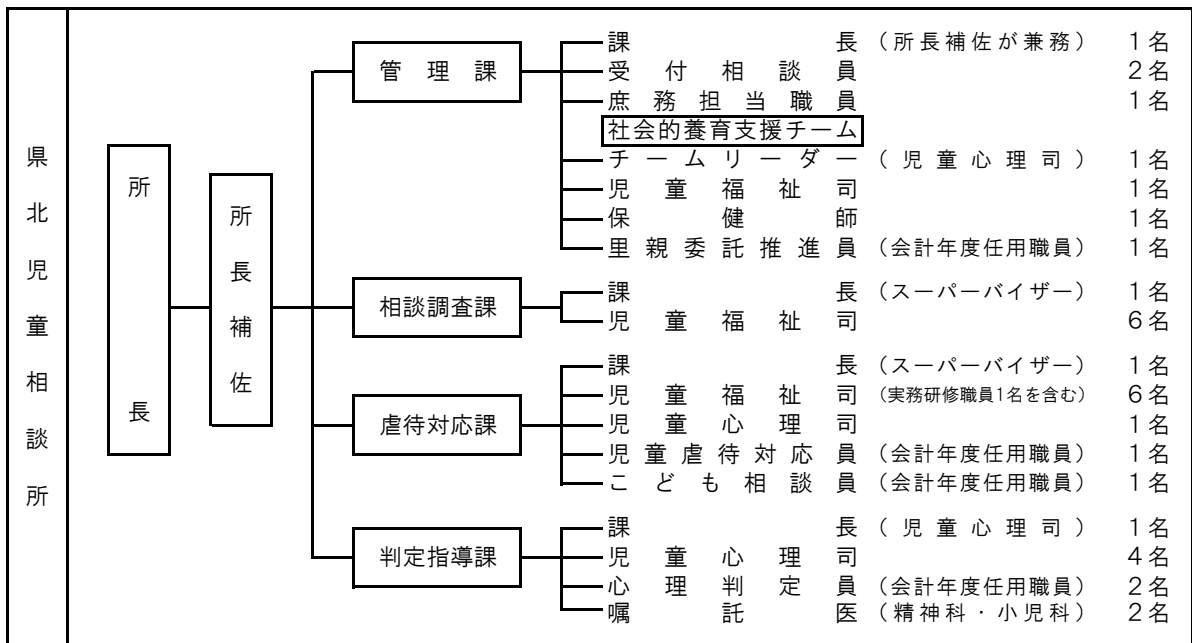
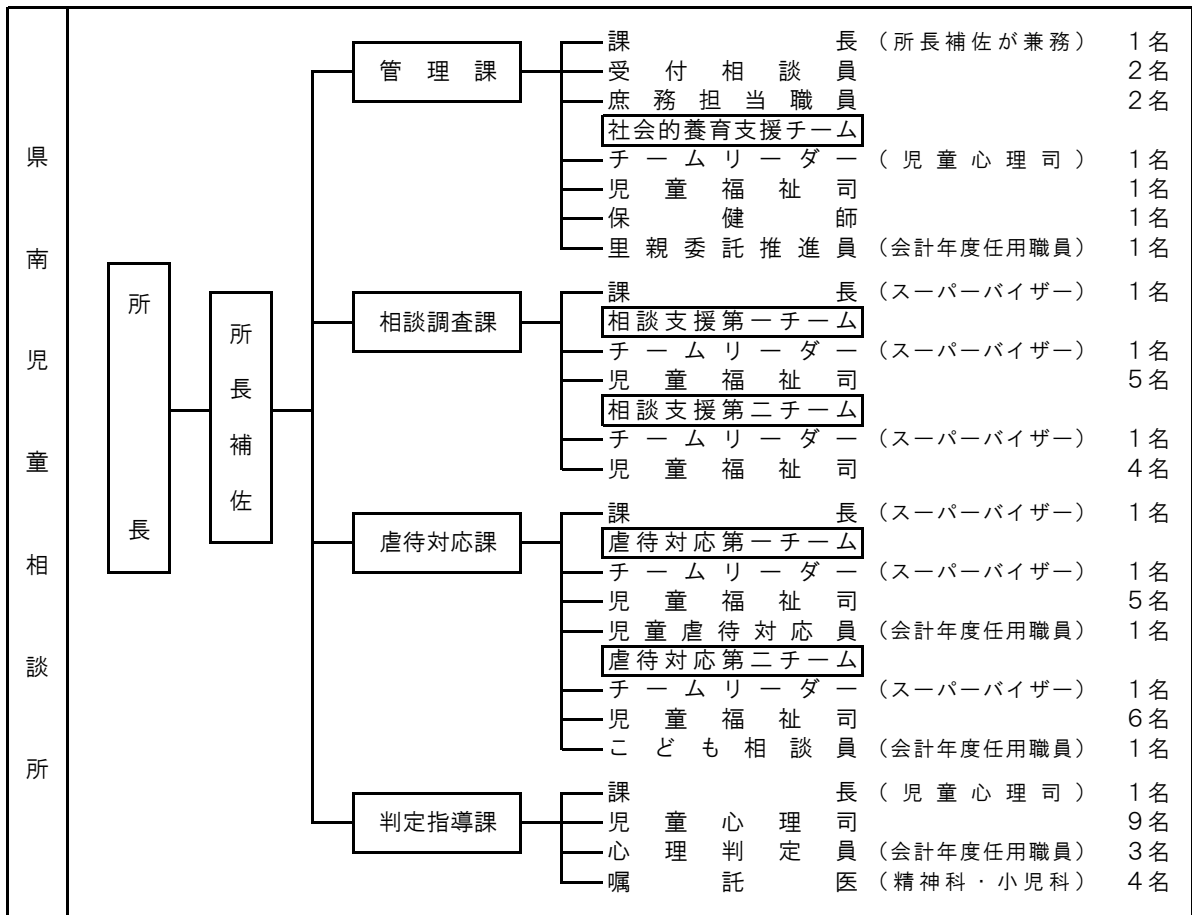
5 相談業務の流れ



6 機 構

令和5（2023）年5月1日現在





7 所在地及び管轄区域

令和5(2023)年5月1日現在

児童相談所	区域
中央児童相談所 (宇都宮市野沢町4-1) Tel 028-665-7830	宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南児童相談所 (栃木市沼和田町17-22) Tel 0282-24-6121	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、 野木町
県北児童相談所 (那須塩原市南町7-20) Tel 0287-36-1058	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、 那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

8 市町別人口等一覧

	市 町 名	面 積 (K㎡)	人 口 (人)	世 帯 数	児 童 数 (推定)	学 校 数			児 童 ・ 生 徒 数 (人)		
						小学校	中学校	義務教育学校	小学校	中学校	義務教育学校
中央 児童 相談 所	宇都宮市	416.85	515,902	242,710	76,399	71	31		27,554	14,473	
	鹿沼市	490.64	94,182	40,399	12,991	24	10		4,452	2,501	
	日光市	1,449.83	77,153	36,404	8,670	23	15		3,046	1,747	
	真岡市	167.34	79,193	32,808	11,946	14	9		4,229	2,247	
	市計(4市)	2,524.66	766,430	352,321	110,006	132	65		39,281	20,968	
	上三川町	54.39	30,860	12,424	4,819	7	3		1,603	929	
	益子町	89.40	21,758	8,825	2,825	4	3		1,078	579	
	茂木町	172.69	11,877	4,905	1,148	4	1		416	250	
	市貝町	64.25	11,305	4,531	1,475	3	1		522	282	
	芳賀町	70.16	15,539	5,872	2,347	3	1		850	393	
町計(5町)	450.89	91,339	36,557	12,614	21	9		4,469	2,433		
合計(4市5町)	2,975.55	857,769	388,878	122,620	153	74		43,750	23,401		
県南 児童 相談 所	足利市	177.76	141,778	67,471	17,727	22	12		6,038	3,474	
	栃木市	331.50	155,281	66,879	20,480	29	14		7,150	3,995	
	佐野市	356.04	114,695	52,701	15,341	20	9	1	4,722	4,016	815
	小山市	171.75	167,089	75,742	24,992	24	10	1	8,256	4,352	267
	下野市	74.59	59,741	25,260	8,572	8	3	1	2,567	1,322	772
	市計(5市)	1,111.64	638,584	288,053	87,112	103	48	3	28,733	17,159	1,854
	壬生町	61.06	38,473	16,391	5,494	8	2		1,970	616	
	野木町	30.27	25,099	11,002	3,423	5	2		1,239	240	
町計(2町)	91.33	63,572	27,393	8,917	13	4		3,209	856		
合計(5市2町)	1,202.97	702,156	315,446	96,029	116	52	3	31,942	18,015	1,854	
県北 児童 相談 所	大田原市	354.36	69,161	29,786	9,541	19	8		3,393	1,784	
	矢板市	170.46	30,804	13,317	3,871	7	4		1,310	948	
	那須塩原市	592.74	116,416	51,913	16,859	20	9	1	6,048	3,052	53
	さくら市	125.63	43,850	18,208	7,068	6	2		2,506	1,270	
	那須烏山市	174.35	24,432	10,395	2,774	5	2		967	553	
	市計(5市)	1,417.54	284,663	123,619	40,113	57	25	1	14,224	7,607	53
	塩谷町	176.06	10,235	4,027	1,051	3	1		365	240	
	高根沢町	70.87	28,963	12,786	4,155	6	2		1,422	726	
	那須町	372.34	24,191	10,687	2,544	6	3		888	457	
	那珂川町	192.78	14,758	5,880	1,473	3	2		527	309	
町計(4町)	812.05	78,147	33,380	9,223	18	8		3,202	1,732		
合計(5市4町)	2,229.59	362,810	156,999	49,336	75	33	1	17,426	9,339	53	
栃木県総計	6,408.09	1,922,735	861,323	267,985	344	159	4	93,118	50,755	1,907	

(注)

- ・この一覧表の面積は、令和5(2023)年1月1日現在の数値である(出典：全国都道府県市区町村別面積調)。
(公表単位ごとに小数第三位を四捨五入しているため、都道府県の面積が所属する市区町村の面積の合計と一致しない。)
- ・人口及び世帯数は、令和5(2023)年3月末日現在の数値である(出典：住民基本台帳に基づく栃木県の人口及び世帯数)。
- ・児童数(推定)は、18歳未満の令和4(2022)年10月1日現在の数値である(出典：栃木県毎月人口調査)。
- ・学校数(分校含む)及び児童・生徒数は、令和4(2022)年5月1日現在の数値である(出典：学校基本調査)。